

第22期第4回 松浦海区漁業調整委員会

日時 令和3年7月27日(火)15時30分～
場所 唐津市水産会館 多目的ホール
(唐津市海岸通り7182番地217)

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) ぬたうなぎの許可方針(案)について(諮問) P 1 ~ P 4
- (2) とびうお2そう船びき網漁業特認許可方針(案)について(諮問) P 5 ~ P 9
- (3) 令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議における
佐賀県の要望事項について(協議) P 10 ~ P 13
- (4) 唐津市統括支所におけるわかめの試験養殖について(報告) P 14 ~ P 19
- (5) あわび漁業及びなまこ漁業許可方針(イメージ)について(報告) P 20 ~ P 23
- (6) その他

水産第1618号
令和3年(2021年)7月26日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和3年度ぬたうなぎかご漁業許可方針について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当:水産課漁業調整担当 真島)

(案)

ぬたうなぎかご漁業(特認)

第1 制限措置

(1) 漁業種類

ぬたうなぎかご漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

9隻以内

(3) 船舶の総トン数

制限なし

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

9月1日から5月31日まで

(7) 漁業を営む者の資格

旧呼子町又は旧鎮西町のいずれかの地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

佐賀県漁業調整規則(令和2年佐賀県規則第63号。以下「規則」という。)第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

適切な資源管理を实践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

第2 許可の有効期間

許可をした日から令和4年5月31日まで

第3 申請すべき期間

1 申請すべき期間(以下「申請期間」という。)は、令和3年7月30日から令和3年8月20日までとする。

(案)

- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、9件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。
- 3 令和4年4月29日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が9件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が9件に到達した日以降から令和4年4月29日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和3年7月30日から令和3年8月20日における受付が9件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。
 - (1) 令和3年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。
 - (2) 令和3年5月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(案)

(3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和3年8月21日以降における合計数が9件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者

(2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者

(3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者

(4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

(1) 所属する漁業協同組合が保有する共同漁業権漁場(ただし、佐賀玄海漁業協同組合においては、合併により発足する以前に所属していた漁業協同組合に関する共同漁業権漁場内に限る。)以外の共同漁業権漁場内で操業してはならない。

(2) 使用するかご数は、200個以内とする。

(3) 幹縄の両端に、水面1メートル以上の高さの標識をつけ、かつ、幹縄の中間300メートル毎に浮標をつけなければならない。

(4) 操業時間は、夜間(日没から日出まで)とする。

水産第1612号
令和3年(2021年)7月26日

松浦海区漁業調整委員会
会長 川寄 和正 様

佐賀県知事 山口 祥義



令和3年度とびうお2そう船びき網漁業特認許可
方針(案)について(諮問)

このことについて、別案のとおり許可方針を定めたいので、佐賀県漁業調整規則第11条第3項及び第15条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

(担当：水産課漁業調整担当 真島)

(案)

とびうお 2 そう船びき網漁業 (特認)

第 1 制限措置

(1) 漁業種類

とびうお 2 そう船びき網漁業

(2) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数

20 隻 (10 統)

(3) 船舶の総トン数

10 トン未満

(4) 推進機関の馬力数

制限なし

(5) 操業区域

佐賀県玄海海域

(6) 漁業時期

9 月 1 日から 10 月 31 日まで

(7) 漁業を営む者の資格

旧鎮西町地区において漁港機能を有する施設を拠点として漁業を営もうとする者

佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

佐賀県漁業調整規則 (令和 2 年佐賀県規則第 63 号。以下「規則」という。) 第 10 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者

適切な資源管理を実践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

第 2 許可の有効期間

許可をした日から令和 3 年 10 月 31 日まで

第 3 申請すべき期間

- 1 申請すべき期間 (以下「申請期間」という。) は、令和 3 年 7 月 30 日から令和 3 年 8 月 20 日までとする。

(案)

- 2 申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、10件に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。なお、件数の計算は、2隻1統を1件とする。(以下この許可方針において同じ。)
- 3 令和3年9月30日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数(以下「合計数」という。)が10件に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。
- 4 合計数が10件に到達した日以降から令和3年9月30日までの期間において、廃業等の事由により残枠が生じた場合は、新たな申請期間を追加する。申請期間は、規則第11条第1項に基づく公示をした日から次の開庁日までとし、これ以降の申請期間の取扱いは、上記3に同じ。

第4 許可の基準

- 1 令和3年7月30日から令和3年8月20日までににおける受付数が10件を超える場合は、次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

(1) 令和2年10月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者。ただし、当該順位の適用は、有していた許可件数の範囲までとする。

(案)

- (2) 令和2年10月31日時点で当該知事許可漁業の許可を有していた者から、許可を受けていた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (3) 前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (4) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (5) 上記(1)から(4)に該当しない者

2 令和3年8月21日以降における合計数が10件を超える場合は、最後に設定した申請期間に受付けた者を次に掲げる優先順位により許可又は起業の認可をする者を定める。ただし、異なる順位に該当する者同士が僚船指定した場合には、より低い方の順位を両者に適用する。また、同順位である者相互間の優先順位は抽選による。なお、規則第9条第1項第2号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 許可を受けた者から、その許可の有効期間中に、許可を受けた船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割以外の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該知事許可漁業を営もうとする者
- (2) 当該知事許可漁業の許可を有している者又は前回の許可の有効期間中に当該知事許可漁業の許可を有していた者
- (3) 当該知事許可漁業以外の知事許可漁業の許可を有している者
- (4) 上記(1)から(3)に該当しない者

第5 条件

- (1) 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域以外で操業してはならない。

(案)

ア 北緯 33度38.12分 東経 129度42.26分
イ 北緯 33度40.03分 東経 129度52.00分
ウ 北緯 33度34.24分 東経 129度53.40分
エ 北緯 33度31.26分 東経 129度44.30分

- (2) 共同漁業権漁場内で操業してはならない。ただし、事前に漁業権者と協議し、同意が得られた場合はこの限りでなく、その際は同意書の写しを操業時に携帯しなければならない。
- (3) 使用する漁具は浮子方の長さ25メートル以下でなければならない。
- (4) 夜間(日没から日の出まで)操業をしてはならない。
- (5) 指定された船舶以外を僚船に使用してはならない。

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案①）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和2年度要望結果の概要（抜粋）、下線部分が佐賀県要望を反映した要望箇所と関係省庁の回答分
 III 太平洋クロマグロの資源管理について

項目	想定される回答
<p>1 クロマグロ資源の適正利用</p> <p>①資源管理評価結果に基づく漁獲枠の増枠の実現等 ・北太平洋マグロ類国際科学小委員会（ISC）によると、中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）での決定事項である暫定回復目標（親魚資源量を2024年までに歴史的中間値である約4万3千トンへ回復）を達成する確率を初めて100%としたことなどを踏まえ、WCPFCにおいて今後とも、<u>漁獲枠の増枠を強力に働きかけるとともに、増枠となった場合には、魚種の選択性が低く、零細な漁業者が多い沿岸漁業に配慮した配分とすること。また、平成30年7月の一斉切替後に国が預かっている承認隻数枠を活用できるよう措置すること。</u></p> <p>②漁獲枠配分の公平な見直しと留保枠の有効活用等 ・漁獲枠配分については、沿岸への来遊量が増えている状況や長期的な漁獲実績を考慮するとともに、沿岸漁業の操業特性や漁獲管理の難易度等に配慮し、<u>漁業種類や地域間で不公平が生じることがないように見直すこと。加えて、国の留保枠が最大限活用できる仕組みや県の漁獲枠を裁量で管理できるよう次期切替時に合わせて検討すること。また、親魚確保の観点から、大中型まき網漁業によるクロマグロ産卵期や産卵場における操業を制限するなどの資源管理対策を強化するとともに、各種漁業における小型魚保護対策を検討すること。</u></p>	<p>【水産庁】</p> <p>① 7月27日から29日にかけてWEB形式で開催された国際会議において、小型魚及び大型魚の「漁獲枠20%増」を求めたところ、WEB形式の会議では決められないとする意見が大勢を占め、10月上旬開催予定の会議に持ち越しとなった。 <u>10月の国際会議において、小型魚及び大型魚の「漁獲枠20%増」と「漁獲枠の17%を上限とした未利用分の繰越」を引き続き求めていく。なお、増枠が実現した場合には、沿岸漁業をはじめとする漁業者の意見を踏まえた上で、配分方法を検討したい。</u></p> <p>② 今漁期のクロマグロの漁獲枠の配分についても、水産政策審議会くろまぐろ部会がとりまとめた「漁獲可能量の配分の考え方について」に従い、<u>国の留保枠から配分したものも含め、沿岸漁業に配慮した配分を行っている。来年漁期についても、当該「配分の考え方」に従い、適切な配分を行っている所存。</u></p>
<p>2 定置網等における管理手法の確立および支援措置</p> <p>②漁獲回避支援措置等の予算確保と減収補填支援制度の創設 ・定置網漁業等における小型魚の入網回避や混獲小型魚の効果的な再放流のための手法及び改良漁具の開発など実用的な技術を早急に確立し、それらの導入に係る支援を検討すること。また、<u>漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、クロマグロ混獲回避や放流活動（へい死した場合、海上投棄とみなされないよう海上保安庁との情報共有を含む）、休漁に対する支援への十分な予算の確保と、資源管理の取組による減収に対応した直接補填などの支援制度を講じること。このほか、再放流等のための経営コスト増大については、「クロマグロ混獲回避活動支援事業」等が措置されているが、同事業の助成金については、漁業者の資金繰りに支障を来さないよう、迅速な支払いを行うこと。</u></p> <p>③漁業収入安定対策の要件緩和措置の継続等 ・数量管理に基づく規制による減収補填のため、前回の補償契約水準を下回らないようにする（下げ止め）措置等を引き続き実施するとともに、<u>漁船漁業の対象を19トンまで広げる等要件の緩和を図ることで、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の機能強化を推進するとともに、国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。今後とも漁業者が資源管理に安心して取り組めるよう法制化を早期に実現し、必要な予算を確保すること。</u> ・漁業者に対しては、「漁業収入安定対策事業」により漁獲金額の減少分を補填する制度が整備されているが、産地魚市場や水産加工業者等については、水揚げ減少による経営悪化に対する支援制度が整備されていないため、地域経済への影響を考慮した対策を講じること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>② クロマグロの資源管理に資する混獲回避のため、定置網漁業を対象とした混獲回避機器の導入、放流活動への支援措置及び休漁への支援を措置したところ。今後も、<u>厳しい資源管理に取り組む漁業者の意見を踏まえつつ、必要な予算の確保に努めてまいりたい。</u></p> <p>③ 漁業収入安定対策事業においては、<u>共済への実質加入と資源管理計画の策定を要件に、減収に対する補填を行っている。また、強度資源管理タイプ資源管理計画が策定されていれば、通常より払戻判定金額が上がるなどの優遇が受けられることとしたところ。なお、太平洋クロマグロの大幅削減措置に取り組む定置網及び10トン未満漁船漁業に関し、払戻判定金額が前回契約の水準から下がらないようにする「下げ止め」と漁船漁業の対象を20トン未満漁船漁業まで広げたところ。今後とも地域経済への影響が生じないよう対策を進めてまいりたい。</u></p>

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案①）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和3年度提案議案（要望事項・協議事項・照会）

クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援について

【内 容】

クロマグロ漁業への依存度が相対的に高い延縄、曳き縄釣、一本釣等の漁船漁業者は、漁獲制限の開始以降、目的操業の自粛措置に取り組み、漁獲対象種をブリ、カツオ及びサワラ等に転換しているものの、これら魚種の操業海域におけるクロマグロの来遊量の増加に伴い、再放流作業等の労務負担が増大しており、漁家経営の悪化を招いています。また、本年2月には、沿岸の定置網に予期せぬ大型マグロの大量入網があり、佐賀県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画に基づき、勧告（くろまぐろが入網していないことが確実に確認される以外の休漁）を発出したことにより、青森県との融通手続きが完了するまで休漁を余儀なくされたところです。

つきましては、クロマグロ資源の適正利用及び零細漁業者の経営支援のため、次の事項を要望いたします。

- 1 国際委員会において、直近のデータに基づく資源評価結果を反映した漁獲枠の増枠を次期管理期間で実現するとともに、漁獲枠未利用分の繰越上限を堅持すること。
- 2 国際委員会で漁獲枠の増枠が承認された際は、沿岸の零細な漁船漁業に優先的に配分すること。また、配分の際は、混獲を回避しつつも本来の操業を継続することが可能となるよう、長期的な漁獲実績（基礎割）、来遊状況、操業特性や漁獲管理の難易度等を考慮した配分を行うこと。
- 3 漁業者が安心して資源管理に取り組めるよう、放流活動、休漁に対する支援への十分な予算の確保を図るとともに、資源管理の取組による減収に対応するため、漁業収入安定対策（強度資源管理タイプ）の要件緩和措置の継続と国の掛金補助率の格差縮小を行うこと。

* 下線部分が昨年度要望との変更箇所

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案②）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和2年度要望結果の概要（抜粋）、下線部分が佐賀県要望を反映した要望箇所と関係省庁の回答分

V 海洋性レジャーとの調整等について

項目	想定される回答
<p>3 ミニボートによる危険行為の防止</p> <p>【佐賀県要望は、下線部分】</p> <p>① 海面における夜間航行の禁止、航行区域（距離）の制限、年齢制限、安全装置の義務化などの制度改正に取り組むとともに安全航行や漁船との衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板を掲げることやポールを立てる装置を必置するよう業界への強い指導や購買者等への普及啓発を強化すること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>船舶の安全については一義的には国土交通省が担当しており、ご要望の内容については、国土交通省にお伝えしたい。また、国土交通省、運輸安全委員会、海上保安庁、消費者庁やミニボート製造業者、マリナー管理者、ミニボートユーザー等の関係者が参加する「ミニボートの安全対策に係る意見交換会」に水産庁も出席し、漁業者等の意見を踏まえ、ミニボートユーザーに対する安全教育や夜間航行の規制検討の必要性について説明している。</p> <p>水産庁としては、漁船とミニボートとの衝突等事故防止のため、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」（略称「ミニボート安全マニュアル」）の掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めているところである。なお、船舶の安全については国土交通省が担当しており、国土交通省交通安全業務計画において、「ミニボートの安全対策の実施」を定めているところである。</p> <p>今後も、国土交通省等関係機関と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>【国交省海事局】</p> <p>ミニボート（長さ3m未満かつ機関出力1.5kW未満）は、船舶検査及び小型船舶操縦免許が不要で、手軽に楽しめるため我が国マリナーの裾野拡大の一翼を担っている一方、ミニボートの普及に伴う転覆や機関故障等の海難事故が増加していることから、ハード・ソフト両面から総合的な安全対策を推進している。</p> <p>国土交通省では、ミニボートによる海難事故を減少させ安全・安心な利用環境整備を推進することを目的として、学識経験者、業界関係者及び行政機関で構成する委員会において策定した指針を基に作成したマニュアル「ミニボートに乗る前に知っておきたい安全知識と準備」及び動画をHPで掲載するとともに、業界団体を通じて周知を図っている。</p> <p>当該マニュアルでは、3m以上の高さで目印となる旗やレーダー反射板をたてることを推奨しており、メーカーもこれらの装置の取り付けを進めている。また、関係団体はHPに、ミニボート製造事業者は販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を掲載・同封するなどの活動を実施している。</p> <p>今後とも、誰もが安全に安心して海で遊べるための総合的な安全情報を提供できるよう官民が連携し、取組んで参りたい。</p>
<p>【佐賀県要望は、下線部分】</p> <p>④ 日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険にエンジン付きミニボートも加入対象とするとともに、ミニボートが漁業操業を妨害した場合や海難事故に伴い漁船等が救難活動を行った場合に漁業者にその損害や費用を補てんするため、保険への加入を義務づけること。</p>	<p>【水産庁】</p> <p>日本漁船保険組合が任意保険事業として実施しているプレジャーボート責任保険は、船底がFRP成型されているミニボートが漁船等と衝突した場合に、漁船等の被害が大きくなる恐れがあることを理由として、同保険の対象としている。加入対象については、日本漁船保険組合が保険約款で定めるものであることから、対象範囲の拡大については日本漁船保険組合に相談していただきたい。</p> <p>プレジャーボートによる漁業操業の妨害は、対人・対物の賠償とは異なり填補範囲の特定が困難であり、当該妨害行為を助長させないためにも、保険の対象とすることは適当でないと考えており、一義的には利用者へのマナーの周知徹底を図っていくことが肝要と考えている。また、同組合では、プレジャーボート責任保険への加入促進のため、全国各地の漁協を介して、プレジャーボート所有者にチラシの配布等を実施し、加入促進活動を積極的に展開しているところ。水産庁においても、ミニボートによる漁業操業妨害の防止や損害賠償保険への加入等は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」への（略称）ミニボート安全マニュアルの掲載や各都道府県遊漁担当者及び業界関係者への情報提供を行うなど、広報活動に努めており、今後とも、国土交通省と協力し、当該マニュアルの浸透を軸とした遊漁者等への啓発・普及活動を推進してまいりたい。</p> <p>なお、プレジャーボートを含む船舶に係る制度の企画・立案については、国土交通省が所管しているため、プレジャーボートの利用者に対する保険加入の義務化については、国土交通省に相談していただきたい。</p> <p>【国交省海事局】</p> <p>ミニボートが船体、漁具、積荷などに損害を与えてしまった場合や、定置網や海産物などの漁業用施設に損害を与えてしまった場合等の「対物賠償」や、ボートに乗っている人が落水して見つからず、捜索してもらった場合の「捜索救助費用」等については、現在のプレジャーボート保険の制度で対応できると考えているが、日本漁船保険組合が運営しているプレジャーボート責任保険のように、加入に一定の制限があることも認識しており、機会をとらえて保険会社へ対象拡大を働きかけるとともに、保険の加入率向上に向けて取組んで参りたい。</p>

令和3年度全国海区漁業調整委員会連合会九州ブロック会議議題（案②）

佐賀県連合海区漁業調整委員会

令和3年度提案議案（要望事項・協議事項・照会）

ミニボートによる危険行為の防止について

【内 容】

規制緩和により免許・登録が免除された連続最大出力が1.5kW（2.039馬力）未満の推進機関を有する長さ3m未満の船舶、いわゆるのミニボートは、海上交通の基本的ルールすら知らない利用者が、耐航性や他船からの視認性が低いという特性を認識しないまま沖合への出航や夜間航行、船舶の輻輳する港の周辺での遊漁を行っており、操業や漁船の航行に多大な支障が生じています。

このため、全国各地で定期的に安全講習会を開催されているとともに、ミニボート販売時に「ミニボート安全ハンドブック」を同封するなどの普及活動を積極的に実施されているものと認識しております。

しかしながら、コロナ禍を受けて、海洋性レジャー人口が増加していること、気候変動に伴う天候急変による海難事故の増加が懸念されることから、さらなる普及活動の徹底と安全対策上の制度創設が必須と認識しております。

つきましては、海面における海難事故を防止し、人命の安全を守るため、次の事項を要望いたします。

- 1 「ミニボート安全講習会」受講を義務化するとともに、受講者の登録と保険（特に遭難救助費用を対象）加入をセットとした制度を創設すること。
- 2 衝突事故防止のため目印となる旗やレーダー反射板などの安全装備を必置するよう、引き続き業界に強く働きかけるとともに、購買者等への普及啓発を強化すること。
- 3 （一財）日本海洋レジャー安全・振興協会が運営するBAN（Boat Assistance Network：プレジャーボートの会員制救助サービス）にミニボートを加入対象とするとともに、サービス対象エリアを拡大するよう働きかけること。

* 下線部分が昨年度要望との変更箇所

ワカメ養殖試験報告書

1. 目的

佐賀玄海漁業協同組合唐津市統括支所においては、唐津湾においてワカメ養殖を実施しており、当該支所所属漁業者の冬期から春期の重要な収入源となっている。

また、養殖ワカメは、ウニ類、アワビ類の種苗生産、養殖における重要な餌料となっており、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会に対してウニ類(アカウニ、バフンウニ)、アワビ類の種苗生産用餌料として出荷している。

ただ、公益社団法人佐賀県栽培漁業協会への出荷については、先方の種苗生産スケジュール変更等により養殖期間終了日4月30日以降になる場合があり、その際は健全なワカメ葉体の品質保持方法に苦慮することがある。

健全なワカメ葉体の品質を保持するためには、養殖漁場から陸揚げせず、そのまま養殖漁場内で養成していたほうが良いと考えられるが、現時点では5月1日以降の養殖漁場の使用が認可されていない。

さらに、養殖期間以降に養殖漁場内でワカメ葉体を養成した場合の葉体の状態変化についての知見等が不明である。

そこで、当該地区で養殖期間終了後もワカメの養殖を継続して行い、漁場内における健全なワカメ葉体の保持期間の把握を行う。

2. 試験の概要

(1) 実施場所:唐津市唐房地先(別図1)

松区第202号第1種区画漁業権(わかめ養殖業)漁場

(2) 実施期間:令和3年5月1日～令和3年5月31日

(3) 試験内容

a) 概要

ロープ延縄式

b) 養殖施設(別図2のとおり)

・0.3m×60m×56本×2箇所=2,016㎡

・1箇所当り40mの養殖ロープが56本を設置

c) 試験方法

- ・通常養殖を実施しているワカメ養殖を5月1日以降も継続養殖する。
- ・数日おきにワカメ葉体の保持状況の確認および海水温の測定を行う。
- ・5月31日まで、もしくはワカメ葉体が流出した時点で試験を終了する。
- ・試験終了とともに片付けを行う。

d) 養殖スケジュール

	R3.5月1日	同5月31日
作業内容	試験養殖 開始	試験終了 片付け 漁場水温測定

3. 結果

1) 葉体の状況

- ・ワカメ葉体の状況変化については、別添の写真のとおりである。
- ・ゴールデンウィーク明けの5月7日(金)にワカメの摘採を行ったが、多少の葉体の流出が見られたものの、葉体の大きな変化は見られなかった。
- ・5月10日(月)にワカメの摘採を行ったが、多少の葉体の流出が見られたものの、葉体の大きな変化は見られなかった。
- ・5月14日(金)にワカメの摘採を行ったところ、全体的に葉体の流出が酷くなってきたため、大半のワカメを摘採し、5月17日(月)に試験養殖区画内のワカメの全摘採を実施し、養殖試験を終了させた。

2) 漁場の水温変化の状況

漁場の水温変化については、佐賀県玄海水産振興センターから提供された同センターが唐津湾幸多里浜沖に設置している水温塩分自動観測定点における水温(30分毎に測定;以下、「幸多里ヶ浜沖水温」という)、及び同センターがセンター近隣の漁港岸壁において平日に 9:00 頃に測定している漁港内海水温(以下、「センター前水温」という)を用いて、漁場における水温変化をみた。

幸多里ヶ浜沖水温の日間最大値、日間平均値、日間最小値の変化を図2に示し、センター前水温の変化を図3に示した。

幸多里ヶ浜沖水温は、その日間平均値が5月1日から5月9日頃までは17~18℃で推移していたが、5月10日以降は水温が急に上昇していき、5月17日には日間平均値が20℃となっていた。

センター前水温は、試験養殖期間がゴールデンウィーク期間と被ったため、データ欠測日が多かったが、多里ヶ浜沖水温と同等もやや高めで推移していた。

この水温変化について、玄海水産振興センターからは「ワカメの葉体の老盛期の生長水温は17~18℃が上限となっているので、5月9日頃までは葉体の生長があったと思われる。また、水温20℃までは生存できるとされているが、5月10日以降の急な水温上昇のためワカメ葉体に何らかの生理障害が発生し、葉体の流失が進んだ可能性がある。」とのコメントがあった。

4. まとめ等

今回の養殖試験により、今年のような水温変化であっても、5月中旬まではワカメ生産が可能であることが分かった。

なお、今回の試験養殖で得られたワカメの販売実績(表 1)を加味しながら、来年度以降の5月までのワカメ養殖(試験養殖含む)の実施を検討していきたい。



図1 水温測定定点位置

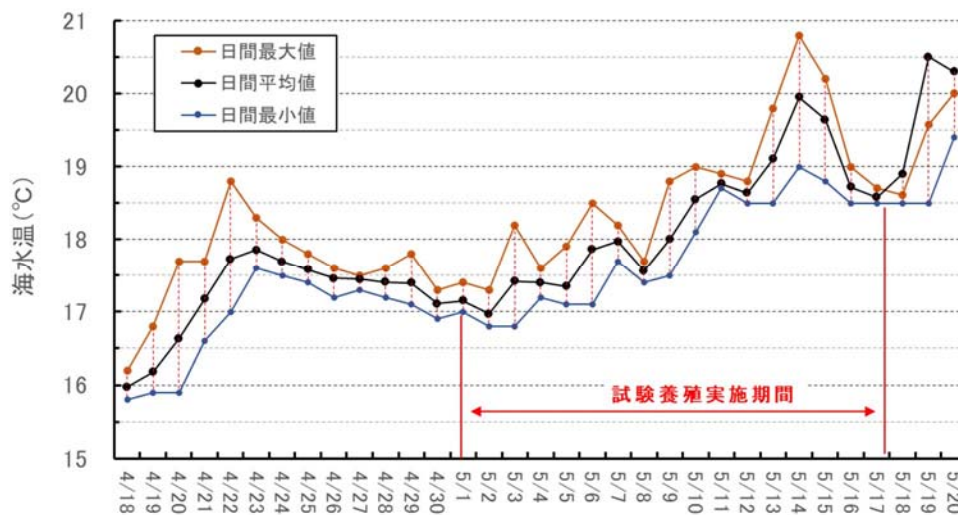


図2 幸多里ヶ浜沖水温の変化



図3 センター前水温の変化

別紙4

表 1 ワカメ試験養殖におけるワカメの販売実績

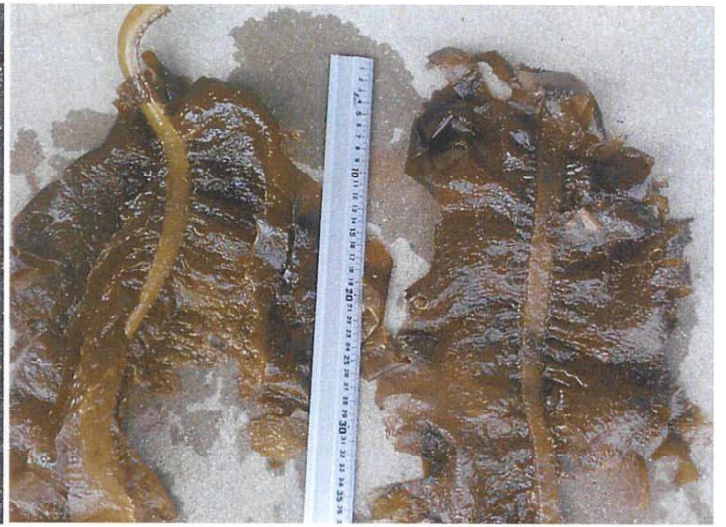
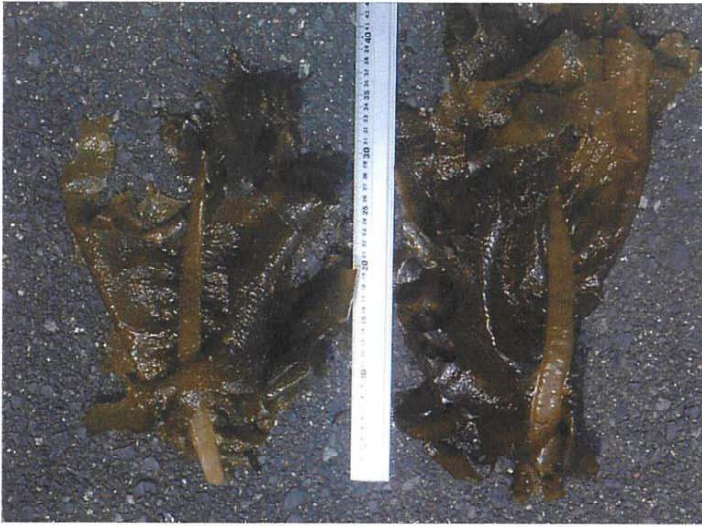
	販売重量 (kg)	販売金額 (円)	単価 (円/kg)	試験養殖 面積(m ²)
5月6日	200	39,200	200	2,016
5月7日	90	18,000	200	
5月10日	130	13,000	100	
5月12日	60	6,000	100	
5月14日	230	23,000	100	
5月17日	80	8,000	100	
合計	790	107,200	—	

今回の試験養殖で、合計 790kg の販売重量があり、合計 107,200 円の販売収入が得られた。

令和3年ワカメ試験養殖 ワカメ葉体状況

5月7日(金)

5月10日(月)



5月14日(金)

5月14日(金)



5月14日(金)

5月14日(金)



令和3年ワカメ試験養殖 ワカメ葉体状況

5月14日(金)



5月14日(金)



5月14日(金)



5月14日(金)



5月14日(金)



5月14日(金)



あわび漁業（イメージ）

第 1 制限措置

（ 1 ） 漁業種類

あわび漁業（すもぐり）

（ 2 ） 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

〇〇人

（ 3 ） 推進機関の馬力数

制限なし

（ 4 ） 操業区域

唐津市相賀崎東端から福岡県二丈町串崎北端を結んだ直線以南及び最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、松共第 2 号以外の共同漁業権漁場を除く。

（ 5 ） 漁業時期

1 2 月 2 1 日から翌年 1 0 月 3 1 日まで

（ 6 ） 漁業を営む者の資格

操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島、満島、妙見、唐房又は相賀のいずれかの地区）を拠点として漁業を営もうとする者

佐賀県の漁船原簿に登録されている船舶を使用する権利を有する者

佐賀県漁業調整規則（令和 2 年佐賀県規則第 6 3 号。以下、「規則」という。）第 1 0 条第 1 項各号のいずれにも該当しない者

適切な資源管理を実践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

2 0 1 7 年 1 2 月 2 1 日から 2 0 2 0 年 1 0 月 3 1 日までの期間において、あわび類の水揚げの実績がある者

第 2 許可の有効期間

1 年以内

第 3 申請すべき期間

令和3年9月30日から令和3年10月31日まで

第4 許可の基準

第1(6)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める人数を超える申請があった場合は、抽選により許可する者を決定する。ただし、規則第9条第1項第2号に該当する場合はこの限りでない。

第5 条件

- (1) 松共第2号内で操業をする場合は、事前に共同漁業権者と協議し、同意を得ること。その際は同意書の写しを操業時に常に携帯しなければならない。
- (2) 港則法第2条にて指定された唐津港内においては操業してはならない。
- (3) 夜間は操業してはならない。
- (4) 操業中は、国際信号旗A旗及び県が指定する操業標旗(船舷1.5メートル以上の高さ)を掲げなければならない。

なまこ漁業（イメージ）

第 1 制限措置

（ 1 ） 漁業種類

なまこ漁業（すもぐり、ほこつき）

（ 2 ） 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

〇〇人

（ 3 ） 推進機関の馬力数

制限なし

（ 4 ） 操業区域

唐津市相賀崎東端から福岡県二丈町串崎北端を結んだ直線以南及び最大高潮時海岸線により囲まれた海面のうちの佐賀県玄海海域。ただし、共同漁業権漁場を除く。

（ 5 ） 漁業時期

10月1日から翌年3月31日まで

（ 6 ） 漁業を営む者の資格

操業区域に接続する共同漁業権を有する地区（唐津市浜玉町、唐津市高島、満島、妙見、唐房又は相賀のいずれかの地区）を拠点として漁業を営もうとする者

佐賀県漁業調整規則（令和2年佐賀県規則第63号。以下、「規則」という。）第10条第1項各号のいずれにも該当しない者

適切な資源管理を実践できる者

漁業の生産力の向上に努めようとする者

2017年12月1日から2020年11月30日までの期間において、なまこの水揚げの実績がある者

第 2 許可の有効期間

1年以内

第 3 申請すべき期間

令和3年8月30日から令和3年9月23日まで

第 4 許可の基準

第1(6)に定める資格を有し、第1(1)に定める漁業を営もうとする者。ただし、第1(2)に定める人数を超える申請があった場合は、抽選により許可する者を決定する。ただし、規則第9条第1項第2号に該当する場合はこの限りでない。

第5 条件

- (1) 港則法第2条にて指定された唐津港内では操業してはならない。
- (2) 夜間は操業してはならない。
- (3) すもぐりの場合、操業中は、国際信号旗A旗及び県が指定する操業標旗(船舷1.5メートル以上の高さ)を掲げなければならない。